



茨城県報

第 1 6 5 5 号

平成17年 3 月22日

火 曜 日

目 次

規 則

ページ

- 茨城県医療法施行細則 (厚生総務課) 2

告 示

- 字の名称の変更 (市町村課) 4
- 字の区域及び名称の変更 (市町村課) 5
- 民生委員協議会を組織する区域の一部改正 (厚生総務課) 7
- 民生委員の定数の一部改正 (厚生総務課) 7
- 救急告示病院の認定 (医療整備課) 8
- 結核予防法第36条第 1 項の規定による医療機関の指定及び指定の辞退 (保健予防課) 8
- 指定居宅サービス事業者の指定 (高齢福祉課) 9
- 指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢福祉課) 10
- 介護老人保健施設の開設の許可 (2 件) (高齢福祉課) 10
- 肥料取締法に基づく肥料の施用上の注意等の表示命令の一部改正 (農産課) 11
- 定款変更の認可 (農村計画課) 11
- 建設業法による許可の取消し (監理課) 11
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 12
- 道路の供用の開始 (2 件) (道路維持課) 12
- 境界地の道路の管理の方法に関する協議の内容 (道路維持課) 13
- 都市計画流通業務団地の変更 (都市計画課) 13
- 茨城県屋外広告物条例の規定により知事が指定する区域等の一部改正 (都市計画課) 14
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課) 14
- 事業計画の変更の認可 (3 件) (公園街路課) 15
- 都市計画事業の認可 (下水道課) 16

(人 事 委 員 会)

- 県内旅行路程図及び県内旅行起点表の一部改正 17
- 公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正 21

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課) 21
- 応急入院指定病院の指定 (障害福祉課) 22
- 家畜伝染病の発生及び転帰の報告 (畜産課) 22

●都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	22
●都市計画事業認可の取消し（都市整備課）	22
●開発行為の工事完了（2件）（建築指導課）	23
●道路の位置の指定（建築指導課）	23
●宅地開発事業の工事完了（建築指導課）	23
●所在不明の貸金業者の公告（地方総合事務所）	24

規 則

茨城県規則第 8 号

茨城県医療法施行細則を次のように定める。

平成17年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県医療法施行細則

茨城県医療法施行細則（昭和37年茨城県規則第26号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「政令」という。）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（病院等の開設の許可の申請書の添付書類）

第 2 条 法第 7 条第 1 項の規定により病院若しくは診療所の開設の許可又は助産所の開設の許可を受けようとする者は、省令第 1 条第 1 項に規定する申請書又は省令第 2 条第 1 項に規定する申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 使用しようとする飲料水の水質検査の結果を証する書類の写し（当該飲料水が水道法（昭和32年法律第177号）第 3 条第 2 項に規定する水道事業により供給されるものである場合にあっては、当該事実を証する書類の写し）

（2） 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による確認済証（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法の規定による建築確認通知書を含む。以下「確認済証」という。）の写し（病院又は診療所の開設後の届出の添付書類）

第 3 条 政令第 4 条の 2 第 1 項の規定による病院又は診療所の開設後の届出は、薬剤師が勤務する場合にあってはその者の薬剤師免許証の写しを添付してしなければならない。この場合において、当該届出の際当該薬剤師免許証を知事に提示することにより、当該添付に代えることができる。

（診療所又は助産所の開設の届出等の添付書類）

第 4 条 法第 8 条の規定による診療所の開設の届出には、第 2 条各号に掲げる書類及び前条前段に規定する書類を添付しなければならない。この場合においては、同条後段の規定を準用する。

2 法第 8 条の規定による助産所の開設の届出には、第 2 条各号に掲げる書類を添付しなければならない。

第 5 条 前条第 1 項の規定は政令第 4 条第 3 項の規定による診療所の開設の届出事項の変更の届出について、前条第 2 項の規定は政令第 4 条第 3 項の規定による助産所の開設の届出事項の変更の届出について、それぞれ準用する。

（建物の構造概要等の変更の許可の申請）

第 6 条 法第 7 条第 2 項の規定により病床数その他の同項に規定する事項の変更の許可を受けようとする者は、次に

掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 開設者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 病院、診療所又は助産所の名称及び所在の場所
- (3) 開設の許可年月日及び許可番号
- (4) 変更しようとする事項及びその内容
- (5) 変更の理由
- (6) 変更予定年月日

2 前項に規定する申請書には、必要に応じ、当該変更の概要を示す平面図及び確認済証の写しを添付しなければならない。

（休止又は再開の届出）

第7条 法第8条の2第2項の規定による病院、診療所又は助産所の休止又は再開の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

- (1) 開設者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 病院、診療所又は助産所の名称及び所在の場所
- (3) 開設の許可年月日及び許可番号又は開設届出年月日
- (4) 休止又は再開の事由
- (5) 休止年月日又は再開年月日
- (6) 休止の場合にあっては、休止予定期間

（廃止の届出）

第8条 法第9条第1項の規定による病院、診療所又は助産所の廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

- (1) 開設者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 病院、診療所又は助産所の名称及び所在の場所
- (3) 開設の許可年月日及び許可番号又は開設の届出年月日
- (4) 廃止の事由
- (5) 廃止年月日

（管理者の兼任の許可の申請書の記載事項）

第9条 法第12条第2項の規定により病院又は診療所の管理者の兼任の許可を受けようとする者は、省令第9条に規定する申請書に、同条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 当該医師又は歯科医師（以下「当該医師等」という。）が現に管理する病院又は診療所及び当該医師等に新たに管理させようとする病院又は診療所の診療日及び診療時間
- (2) 当該医師等が現に管理する病院又は診療所及び当該医師等に新たに管理させようとする病院又は診療所の医薬品の保管その他の取扱いの方法

2 法第12条第2項の規定により助産所の管理者の兼任の許可を受けようとする者は、省令第9条に規定する申請書に、同条各号に掲げる事項のほか、当該助産師が現に管理する助産所又は当該助産師に新たに管理させようとする助産所の業務を行う日及び業務を行う時間を記載しなければならない。

（構造設備の検査の申出）

第10条 省令第23条に規定する申出は、検査に係る病院、患者を入院させるための施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所の構造設備の概要を記載した書類及び平面図を添付した申出書により行わなければならない。ただし、当該申出を法第8条の規定による届出と同時に行うときは、当該平面図の添付を省略することができる。

- 2 前項の平面図には、各室の用途を示し、かつ、精神病室、感染症病室、結核病室又は療養病床に係る病室（以下「精神病室等」という。）を有する病院又は診療所にあつてはそれらの精神病室等及び当該精神病室等ごとの病床数を、助産所にあつては入所室の定員をそれぞれ明示しなければならない。

（書類の経由）

第11条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、茨城県事務委任規則（昭和40年茨城県規則第16号）の規定により保健所長の権限に属する事項に係るものを除き、当該書類が病院、診療所又は助産所の開設の許可等に係るものである場合にあっては当該病院、診療所又は助産所の開設の所在地を管轄する保健所長を、当該書類が医療法人の設立の認可等に係るものである場合にあっては当該医療法人の主たる事務所の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第335号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、坂東市長職務執行者から同市内の字の名称を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成17年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

次の表の右欄に掲げる字名を、同表の当該左欄に掲げる字名に変更する。

変 更 後 の 字 名	変 更 前 の 字 名
岩井	大字岩井
辺田	大字辺田
鵜戸	大字鵜戸
弓田	大字弓田
馬立	大字馬立
幸田	大字幸田
庄右衛門新田	大字庄右衛門新田
大口新田	大字大口新田
猫実新田	大字猫実新田
神田山新田	大字神田山新田
幸田新田	大字幸田新田
勘助新田	大字勘助新田
平八新田	大字平八新田
大馬新田	大字大馬新田
神田山	大字神田山
猫実	大字猫実

変 更 後 の 字 名	変 更 前 の 字 名
大口	大字大口
矢作	大字矢作
法師戸	大字法師戸
大崎	大字大崎
大谷口	大字大谷口
小泉	大字小泉
中里	大字中里
下出島	大字下出島
長谷	大字長谷
桐木	大字桐木
小山	大字小山
蕤打	大字蕤打
長須	大字長須
木間ヶ瀬	大字木間ヶ瀬
古布内	大字古布内
半谷	大字半谷
富田	大字富田
駒跼	大字駒跼
借宿	大字借宿
上出島	大字上出島
みむら	大字三
寺久	大字寺久
生子	大字生子
生子新田	大字生子新田
菅谷	大字菅谷
逆井	大字逆井
山	大字山
沓掛	大字沓掛
左平太新田	大字左平太新田
栗山新田	大字栗山新田
孫兵衛新田	大字孫兵衛新田
内野山	大字内野山

~~~~~

茨城県告示第336号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により，稲敷市長職務執行者から同市内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成17年 3 月22日

茨城県知事      橋      本      昌

次の表の右欄に掲げる字の区域を、同表の当該左欄に掲げる字の区域に変更する。

(旧新利根町に属する区域)

| 変 更 後 の 区 域 | 変 更 前 の 区 域 |
|-------------|-------------|
| 堀川字舟戸       | 駒塚字後田       |

次の表の右欄に掲げる字名を、同表の当該左欄に掲げる字名に変更する。

(旧江戸崎町に属する区域)

| 変 更 後 の 字 名 | 変 更 前 の 字 名 |
|-------------|-------------|
| 荒沼          | 大字荒沼        |
| 稲波          | 大字稲波        |
| 犬塚          | 大字犬塚        |
| 江戸崎         | 大字江戸崎       |
| 蒲ヶ山         | 大字蒲ヶ山       |
| 上君山         | 大字上君山       |
| 桑山          | 大字桑山        |
| 小羽賀         | 大字小羽賀       |
| 駒塚          | 大字駒塚        |
| 椎塚          | 大字椎塚        |
| 信太古渡        | 大字古渡        |
| 佐倉          | 大字佐倉        |
| 下君山         | 大字下君山       |
| 月出里         | 大字月出里       |
| 高田          | 大字高田        |
| 時崎          | 大字時崎        |
| 沼田          | 大字沼田        |
| 羽賀          | 大字羽賀        |
| 羽賀沼         | 大字羽賀沼       |
| 鳩崎          | 大字鳩崎        |
| 松山          | 大字松山        |
| 南ヶ丘         | 大字南ヶ丘       |
| 村田          | 大字村田        |

(旧桜川村に属する区域)

| 変 更 後 の 字 名 | 変 更 前 の 字 名 |
|-------------|-------------|
| 阿波          | 大字阿波        |
| 甘田          | 大字甘田        |
| 飯出          | 大字飯出        |
| 浮島          | 大字浮島        |
| 岡飯出         | 大字岡飯出       |

| 変 更 後 の 字 名 | 変 更 前 の 字 名 |
|-------------|-------------|
| 柏木          | 大字柏木        |
| 柏木古渡        | 大字柏木古渡      |
| 上馬渡         | 大字上馬渡       |
| 四箇          | 大字四箇        |
| 下馬渡         | 大字下馬渡       |
| 神宮寺         | 大字神宮寺       |
| 須賀津         | 大字須賀津       |
| 西の洲         | 大字西の洲       |
| 羽生          | 大字羽生        |
| 古渡          | 大字古渡        |
| 堀之内         | 大字堀之内       |
| 三次          | 大字三次        |
| 南山来         | 大字南山来       |

## 茨城県告示第337号

昭和35年 4 月 1 日茨城県告示第258号で告示した民生委員協議会を組織する区域の一部を次のように改正し、平成17年 3 月28日から施行する。

平成17年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

制定文中「及び筑西市」を「，筑西市及びかすみがうら市」に、「及び筑西市担任」を「，筑西市及びかすみがうら市担任」に改める。

表中「筑西市協和地区民生委員児童委員協議会」の項の次に次のように加える。

| 民生委員児童委員協議会の名称          | 民生児童委員協議会を組織すべき区域の所属町名又は大字名若しくは字名                                                                                                         |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| かすみがうら市霞ヶ浦地区民生委員児童委員協議会 | 有河，安食，岩坪，牛渡，大和田，男神，柏崎，上大堤，上軽部，加茂，坂，穴倉，志戸崎，下大堤，下軽部，田伏，戸崎，中台，西成井，深谷，三ツ木，南根本，一の瀬，一の瀬上流                                                       |
| かすみがうら市千代田地区民生委員児童委員協議会 | 雪入，山本，上佐谷，中佐谷，下佐谷，上稲吉，下稲吉，高倉，粟田，上志筑，中志筑，下志筑，五反田，横堀，大峰，市川，東野寺，西野寺，新治，飯田，上土田，下土田，稲吉 1， 2， 3， 4， 5 丁目，稲吉東 1， 2， 3， 4， 5， 6 丁目，稲吉南 1， 2， 3 丁目 |

## 茨城県告示第338号

平成16年 8 月19日茨城県告示第1190号で告示した民生委員の定数の一部を次のように改正し、平成17年 3 月28日から施行する。

平成17年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

表中筑西市の項の次に次を加える。

|         |    |    |   |
|---------|----|----|---|
| かすみがうら市 | 87 | 82 | 5 |
|---------|----|----|---|

表中

|      |    |    |   |
|------|----|----|---|
| 霞ヶ浦町 | 37 | 35 | 2 |
| 千代田町 | 50 | 47 | 3 |

削る。

#### 茨城県告示第339号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院である。

なお、当該病院に係る同項の認定が効力を有する期限は、平成20年3月21日である。

平成17年3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

| 名 称               | 所 在 地          |
|-------------------|----------------|
| 医療法人つくばセントラル病院    | 牛久市柏田町1589 - 3 |
| 医療法人楽生会木根淵外科胃腸科病院 | 岩井市辺田1430番 1   |

#### 茨城県告示第340号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次の医療機関を指定し、同条第4項の規定により、次の医療機関は指定を辞退したので公示する。

平成17年3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

(申請14件)

| No | 管轄保健所 | 名 称           | 所 在 地                        | 指定年月日      |
|----|-------|---------------|------------------------------|------------|
| 1  | 竜ヶ崎   | 則武内科クリニック     | 牛久市ひたち野東48 - 2 ひたち野うしく池田ビル1階 | 平成16年10月1日 |
| 2  | 水戸    | S F C 薬局友部店   | 友部町平町1635 - 22               | 平成16年12月6日 |
| 3  | 潮来    | パルム薬局 宮中店     | 鹿嶋市宮中三笠山5185 - 1             | 平成17年1月7日  |
| 4  | 水戸    | コスモ薬局         | 水戸市姫子1 - 820 - 9             | 平成17年1月13日 |
| 5  | 水戸    | 滝川薬局          | 水戸市住吉町3 - 11                 | 平成17年1月17日 |
| 6  | 潮来    | 城之内医院         | 神栖町筒井1518 - 8                | 平成17年1月27日 |
| 7  | 水戸    | スリースター薬局泉町店   | 水戸市泉町1 - 2 - 4               | 平成17年2月1日  |
| 8  | 潮来    | 寺島薬局神栖中央店     | 神栖町神栖1 - 5 - 6               | 平成17年2月9日  |
| 9  | 下館    | 医療法人次恵会田崎内科医院 | 真壁町田268 - 6                  | 平成17年2月22日 |
| 10 | 潮来    | 田辺薬局知手中央店     | 波崎町大字砂山1014 - 35             | 平成17年3月1日  |
| 11 | ひたちなか | みなみ薬局         | ひたちなか市馬渡2997 - 15            | 平成17年3月8日  |
| 12 | 大宮    | スリースター薬局 菅谷店  | 那珂市菅谷618 - 15                | 平成17年3月9日  |
| 13 | つくば   | みどり薬局つくば店     | つくば市西平塚317 - 1               | 平成17年3月10日 |

| No | 管轄保健所 | 名 称   | 所 在 地           | 指定年月日        |
|----|-------|-------|-----------------|--------------|
| 14 | 水戸    | きりん薬局 | 友部町鯉淵6268 - 103 | 平成17年 3 月11日 |

(辞退 6 件)

| No | 管轄保健所 | 名 称         | 所 在 地                          | 辞退年月日         |
|----|-------|-------------|--------------------------------|---------------|
| 1  | 竜ヶ崎   | 則武内科クリニック   | 牛久市ひたち野東48 - 2 ひたち野うしく池田ビル 1 階 | 平成16年 9 月30日  |
| 2  | 潮来    | 城之内病院       | 神栖町筒井1518 - 8                  | 平成17年 1 月26日  |
| 3  | 水戸    | スリースター薬局泉町店 | 水戸市泉町 1 - 2 - 4                | 平成17年 1 月31日  |
| 4  | 竜ヶ崎   | 今川薬局南佐貫店    | 龍ヶ崎市南中島117 - 1                 | 平成17年 2 月 7 日 |
| 5  | 竜ヶ崎   | すずらん薬局      | 取手市井野団地 3 - 19 - 106           | 平成17年 2 月 7 日 |
| 6  | 下館    | 田崎内科医院      | 真壁町田268 - 6                    | 平成17年 2 月21日  |

茨城県告示第341号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成17年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業者の名称                | 事業所の名称                            | 事業所の所在地                 | サービスの種類等        | 指 定<br>年月日       |
|-----------------------|-----------------------------------|-------------------------|-----------------|------------------|
| 株式会社ジェイライフ            | 福祉サポート げんき                        | 龍ヶ崎市馴馬町733              | 福祉用具貸与          | 平成17年<br>2 月17日  |
| 株式会社 グット・ライフ・ケア       | 株式会社 グット・ライフ・ケア<br>介護福祉用品販売レンタルの店 | 茨城県古河市本町 2 - 5 - 23     | 福祉用具貸与          | 平成17年<br>2 月15日  |
| 有限会社 ことぶき<br>ケアサービス   | ことぶきケアサービス                        | 茨城県東茨城郡城里町石塚903<br>番地 2 | 訪問介護            | 平成17年<br>2 月16日  |
| 有限会社ケアサービス<br>コスモス倶楽部 | グループホームにれの木桃花寮                    | 猿島郡三和町仁連1987 - 15       | 痴呆対応型<br>共同生活介護 | 平成17年<br>2 月18日  |
| 有限会社 ワンダー             | デイサービス木守                          | ひたちなか市笹野町 1 - 2 - 4     | 通所介護            | 平成17年<br>2 月23日  |
| 有限会社みな介護サービス          | 有限会社みな介護サービス                      | 北相馬郡利根町布川253 - 290      | 訪問介護            | 平成17年<br>3 月 1 日 |
| 有限会社 経泉堂ユアーズクラブ       | 有限会社 経泉堂ユアーズクラブ                   | 結城市大木1166 - 3           | 通所介護            | 平成17年<br>3 月 1 日 |
| 株式会社いっしん              | グループホームいっしん館 麻生                   | 行方郡麻生町石神1685 - 4        | 痴呆対応型<br>共同生活介護 | 平成17年<br>3 月 1 日 |
| 社会福祉法人 聖隷会            | グループホーム 玉造の里                      | 行方郡玉造町芹沢1652 - 10       | 痴呆対応型<br>共同生活介護 | 平成17年<br>3 月 1 日 |
| 有限会社 東医ケア<br>センター     | デイサービス 春日                         | つくば市春日 3 - 9 - 1        | 通所介護            | 平成17年<br>3 月 1 日 |
| 株式会社 アリア              | デイサービス なかよしの森                     | 水戸市赤塚 2 - 2028 - 26     | 通所介護            | 平成17年<br>3 月 1 日 |
| 株式会社ケア・アミ<br>ティ       | ぼむケアサービス                          | 水戸市見川町2131番地の1366       | 訪問介護            | 平成17年<br>3 月 1 日 |

| 事業者の名称             | 事業所の名称                       | 事業所の所在地            | サービスの種類等        | 指 定<br>年月日     |
|--------------------|------------------------------|--------------------|-----------------|----------------|
| 株式会社ケア・アミティ        | ぼむケアサービス                     | 水戸市見川町2131番地の1366  | 福祉用具貸与          | 平成17年<br>3月1日  |
| アイリレー 株式会社         | あいりレー石岡デイサービスセンター            | 石岡市東光台 2 - 8 - 39  | 通所介護            | 平成17年<br>2月4日  |
| 株式会社 ほーむけ<br>あいしやま | グループホーム燦燦                    | 猿島郡境町松田1520 - 2    | 痴呆対応型<br>共同生活介護 | 平成17年<br>2月4日  |
| 株式会社 ほーむけ<br>あいしやま | デイサービス燦燦                     | 猿島郡境町松田1520 - 2    | 通所介護            | 平成17年<br>2月4日  |
| 有限会社 ワイオハ          | デイサービスセンター 麗翠堂<br>岩井         | 岩井市大字矢作291 - 2     | 通所介護            | 平成17年<br>2月21日 |
| 社団法人 石岡市医師会        | 社団法人石岡市医師会 ヘルパー<br>ステーションみなみ | 石岡市南台 2 - 12 - 6   | 訪問介護            | 平成17年<br>3月1日  |
| 日新興業株式会社           | デイサービス 自然の家                  | つくば市観音台 1 - 11 - 1 | 通所介護            | 平成17年<br>3月1日  |
| 日新興業株式会社           | グループホーム 自然の家                 | つくば市観音台 1 - 11 - 1 | 痴呆対応型<br>共同生活介護 | 平成17年<br>3月1日  |
| 株式会社 ツクイ           | ツクイ 土浦                       | 土浦市東真鍋町 8 - 14     | 通所介護            | 平成17年<br>3月1日  |
| 社会福祉法人 竹育会         | 社会福祉法人竹育会グループホームぬくもり         | 筑波郡谷和原村西丸山634 - 2  | 痴呆対応型<br>共同生活介護 | 平成17年<br>3月1日  |

## 茨城県告示第342号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成17年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業者の名称           | 事業所の名称                          | 事業所の所在地                | サービスの種類等 | 指 定<br>年月日     |
|------------------|---------------------------------|------------------------|----------|----------------|
| 特定非営利活動法人<br>恆義会 | 居宅介護支援事業所 めぐみ                   | 牛久市中央 2 - 21 - 2 - 001 | 居宅介護支援   | 平成17年<br>2月10日 |
| 社会福祉法人 リベルテ      | サンホーム真壁 居宅介護支援事業所               | 真壁郡真壁町市下谷貝1449 - 1     | 居宅介護支援   | 平成17年<br>2月17日 |
| 医療法人三禄会          | 医療法人三禄会 つくばクリニック<br>指定居宅介護支援事業所 | 下館市玉戸山ヶ島1015 - 5       | 居宅介護支援   | 平成17年<br>2月14日 |
| 有限会社菊本住設         | オリーブケア                          | 那珂郡東海村須和間1435 - 9      | 居宅介護支援   | 平成17年<br>3月1日  |
| 株式会社 アリア         | 居宅介護支援事業所 なかよしの<br>森            | 水戸市赤塚 2 - 2028 - 26    | 居宅介護支援   | 平成17年<br>3月1日  |
| 社会福祉法人 高福会       | 居宅介護支援事業所 森の家                   | 水戸市小吹町702 - 1          | 居宅介護支援   | 平成17年<br>2月4日  |

## 茨城県告示第343号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、次のとおり許可したので、茨城県指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則（平成12年茨城県規則第125号）第11

条第 2 項の規定により告示する。

平成17年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

| 介護保険<br>事業所番号 | 施設の名称<br>及び所在地                              | 開設者の名称及び<br>主たる事務所の所在地    | 代表者の名称及び住所           | 許 可<br>年月日       | サービス<br>の 種 類                                   |
|---------------|---------------------------------------------|---------------------------|----------------------|------------------|-------------------------------------------------|
| 0853780039    | 介護老人保健施設<br>かすみがうら<br>行方郡玉造町若海分<br>付793 - 5 | 医療法人 青藍会<br>水戸市酒門町275 - 3 | 大場 正二<br>行方郡玉造町甲4533 | 平成17年<br>3 月 1 日 | 介護老人保健<br>施設<br>短期入所療養<br>介護<br>通所リハビリ<br>テーション |

茨城県告示第344号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第94条第 1 項の規定に基づき、次のとおり許可したので、茨城県指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則（平成12年茨城県規則第125号）第11条第 2 項の規定により告示する。

平成17年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

| 介護保険<br>事業所番号 | 施設の名称<br>及び所在地                                  | 開設者の名称及び<br>主たる事務所の所在地        | 代表者の名称及び住所           | 許 可<br>年月日       | サービス<br>の 種 類                                   |
|---------------|-------------------------------------------------|-------------------------------|----------------------|------------------|-------------------------------------------------|
| 0853180073    | 介護老人保健施設<br>おおあらい<br>東茨城郡大洗町大貫<br>町字前原1212 - 11 | 医療法人 渡辺会<br>東茨城郡大洗町大貫町<br>915 | 渡邊 達郎<br>水戸市下国井町3232 | 平成17年<br>3 月 1 日 | 介護老人保健<br>施設<br>短期入所療養<br>介護<br>通所リハビリ<br>テーション |

茨城県告示第345号

昭和59年 3 月31日茨城県告示第484号で告示した肥料取締法に基づく肥料の施用上の注意等の表示命令の一部を次のように改正し、平成17年 4 月 1 日から施行する。

平成17年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

表の 5 の項中「別表第 1 の 1 の(1)のケ、コ又はサ」を「別表第 1 の 2 の(1)のア、イ又はウ」に改める。

茨城県告示第346号

平成17年 2 月17日付けで、小栗用土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成17年 3 月10日認可した。

平成17年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第347号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可の取消しをしたので、同法第29条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 処分をした年月日 平成17年 3 月11日
- 2 処分を受けた者
- (1) 商 号 河原井建設株式会社
- (2) 所 在 地 茨城県東茨城郡城里町大字石塚868番地の 2
- (3) 代表者の氏名 河原井 千賀子
- (4) 建設業許可番号 茨城県知事許可 (般 - 13) 第18974号

## 3 処分の内容

建設業の許可の取消し

## 4 処分の原因となった事実

同社は、平成13年 9 月25日に、水戸地方裁判所から破産宣告を受けた。

当該事実は、法第 8 条第 1 号に該当する。

## 茨城県告示第348号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成17年 3 月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 日立笠間線
- 3 道路の区域

| 区 間                                            | 旧新の別      | 敷地の幅員   | 延 長   | 摘 要            |
|------------------------------------------------|-----------|---------|-------|----------------|
| 常陸太田市岡田町2071番地先から<br>常陸太田市高貫町字七反田2053番<br>地先まで | 旧         | メートル    | メートル  |                |
|                                                |           | 最大 30.0 | 1,044 |                |
|                                                |           | 最小 6.1  |       |                |
|                                                |           | 最大 82.2 | 733   |                |
|                                                | 新         | 最小 18.0 |       |                |
|                                                |           | 最大 30.0 | 1,044 |                |
|                                                |           | 最小 6.1  |       |                |
|                                                |           | 最大 82.2 | 1,261 | バイパスの<br>区間の延伸 |
|                                                | ( B + C ) | 最小 16.0 |       |                |

## 茨城県告示第349号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成17年 3 月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 荒井麻生線

- 2 供用開始の区間 鹿嶋市大字津賀字センゲン1755番15地先から  
鹿嶋市大字津賀字小峰823番 1 地先まで

- 3 供用開始の期日 平成17年 3 月25日

茨城県告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成17年 3 月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 取手東線

- 2 供用開始の区間 北相馬郡利根町大字布川字押付83番 3 地先から  
北相馬郡利根町大字布川字押付149番 1 地先まで

- 3 供用開始の期日 平成17年 3 月22日

茨城県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第 1 項の規定により栃木県との行政区域の境界に係る道路の管理方法について、次のとおり栃木県知事と協議が成立した。

平成17年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

行政区域の境界地に係る道路の管理方法及び管理に関する費用の分担に関する協定書の一部を変更する  
協定書

栃木県及び栃木県知事と茨城県及び茨城県知事とは、栃木県及び栃木県知事と茨城県及び茨城県知事とが昭和54年 4 月16日に締結した行政区域の境界地に係る道路の管理方法及び管理に関する費用の分担に関する協定（以下「原協定」という。）の一部変更について、次のとおり協定する。

原協定別表 (2) 道路の表中 2 の項の次に次の 1 項を加える。

|   |       |                                                                                                            |       |     |         |
|---|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----|---------|
| 3 | 岩瀬二宮線 | 下館市大字下高田字西谷田990番 3 } 地先から<br>芳賀郡二宮町大字阿部品字深谷604番 2 }<br>下館市大字下高田字西田520番 2 } 地先まで<br>芳賀郡二宮町大字阿部品字六反田20番 2 }  | 127.7 | 栃木県 | 栃木県100% |
|   |       | 下館市大字下高田字西谷田990番 3 } 地先から<br>芳賀郡二宮町大字阿部品字深谷604番 2 }<br>下館市大字下高田字西谷田990番 3 } 地先まで<br>芳賀郡二宮町大字阿部品字深谷604番 2 } | 73.7  | 茨城県 | 茨城県100% |

茨城県告示第352号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、友部都市計画流通業務団地を変更したので、同法第20条第 1 項の規定により告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市

計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成17年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

流通業務団地（先端総合流通センター流通業務団地）

2 都市計画を変更する土地の区域

削除する部分

|                 |                                                                                      |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 茨城県西茨城郡友部町 大字柏井 | 字小山，字上田，字下田，字池下，字池ノ下，字ナカタ，字池ノ端，<br>字中丸及び字カミタの各全部<br>字砂久保，字荒神山，字荒神後，字池端，字仲丸及び字清太郎の各一部 |
| 大字長兎路           | 字五万堀，字前原，字向原，字久保，字長堀，字細沼，字塔頭裏，字<br>塔頭前，字梶山久保及び字大砂の各一部                                |
| 大字湯崎            | 字東原及び字芝沼の各一部                                                                         |
| 大字随分附           | 字シモタ，字下田，字弥八窪，字棒葉山及び字入ヤツの各一部                                                         |
| 大字仁古田           | 字釈迦堂及び字菖蒲沼の各一部                                                                       |

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第353号

昭和58年 9 月30日茨城県告示第1348号で告示した茨城県屋外広告物条例（昭和49年茨城県条例第10号）第 4 条の規定により知事が指定する区域等の一部を次のように改正する。

平成17年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

別表第 1 対象となる道路の欄中「岩井市大字辺田」を「坂東市辺田」に，「同市大字矢作」を「同市矢作」に，「岩井市大字矢作」を「坂東市矢作」に，「同市大字延打」を「同市延打」に改め，同表除外される区間の欄中「城里町阿波山」を「城里町大字阿波山」に，「同町阿波山」を「同町大字阿波山」に，「桜川村大字神宮寺」を「稲敷市神宮寺」に，「同村阿波」を「同市阿波」に，「同町大字甲」を「同町甲」に，「東町」を「稲敷市」に改める。

茨城県告示354号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき，木田余土地区画整理組合の事業計画の変更については，次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成17年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 木田余土地区画整理組合

事 務 所 の 所 在 地 土浦市大字木田余1673番地 6

事 業 施 行 期 間 自 昭和60年 2 月12日

至 平成17年 3 月31日

施 行 地 区 土浦市大字木田余字宮脇，字御陵，字関場，字宮ヶ崎，字東台，字西原，字宝積，字初買

場，字谷頭，字一丁田，字一丁田台，字境川，手野町字立下，字後谷の各一部の区域。

設立認可の年月日 昭和60年 2 月12日

2 公告すべき変更の内容

事業施行期間 自 昭和60年 2 月12日

至 平成18年 3 月31日

3 変更認可の年月日 平成17年 3 月22日

~~~~~

茨城県告示第355号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により次の事業計画の変更を認可したので，同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により告示する。

平成17年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

水戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成 8 年茨城県告示第148号

水戸・勝田都市計画道路事業

3・3・2号 中大野中河内線

3 事業施行期間

平成 8 年 2 月 8 日から

平成21年 3 月31日まで

4 事業地

収用の部分

変更なし

~~~~~

茨城県告示356号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により次の事業計画の変更を認可したので，同法第63条第 2 項で準用する同法62条第 1 項の規定により告示する。

平成17年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

古河市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成 8 年茨城県告示第279号

古河・総和都市計画道路事業

3・3・9号 桜町上辺見線

3 事業施行期間

平成 8 年 3 月 4 日から

平成19年 3 月31日まで

4 事業地

収用の部分

変更なし

茨城県告示第357号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により告示する。

平成17年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

古河市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成12年茨城県告示第797号

古河・総和都市計画道路事業

3・4・26号 旭町・今泉線

3 事業施行期間

平成12年 6 月29日から

平成21年3月31日まで

4 事業地

収用の部分

変更なし

茨城県告示第358号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 鉾田町

2 都市計画事業の種類及び名称

鉾田都市計画下水道事業

鉾田公共下水道

3 事業施行期間 平成17年 3 月22日から

平成23年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 鉾田町大字安塚字下宿，字田中下及び田中下地先の各一部の地域

(2) 使用の部分 鉾田町新鉾田一丁目並びに新鉾田二丁目並びに新鉾田西二丁目並びに大字鉾田字横町，字富士下，字富士峰，字札本，字新町，字川崎，字宮下，字荒谷，字長久保，字根崎，字坂下，字古宿，字赤土台，字現権台，字山王台，字縫ノ山，字木ノ宮，字根崎台及び字堀米台並びに大字畑田字上宿，字中宿，字下宿，字中台，字船塚，字舟塚，字宮内，字鍛冶屋敷，字カジヤシキ，字前里，字氷川，字氷川脇，字十王地，字宿下，字川崎，字外城，字おまへ町，字阿つまや，字アツマヤ，字東屋，字内尻，字ソヤ方，字寺前，字新宮下，字小橋本，字成下，字一騎堂，

字如意地，字皿方，字館場，字安楽寺及び字根田並びに大字安塚字一騎堂，字井戸道，字稲荷久保，字稲荷ノ上，字角田，字門田，字上川岸，字上宿，字上宿下，字館下，字館峯，字館峯下，字蔵並，字五反田，字坂下，字桜田，字十王堂前，字新宮，字新宮下，字新宮谷，字新田，字新田下，字大門，字竹ノ下，字田中，字田中下，字田中登久保，字田中登窪，字殿畑，字中井戸，字中宿，字根田，字根畑，字登久保，字登り久保，字登り窪，字橋本，字原の前，字蛭田，字広丁下流作場，字広町，字広町下流作場，字深田，字深山，字深山下，字富士下，字松前，字安塚，字横町，字竜及び字竜神前の各一部の区域

(人事委員会)

茨城県人事委員会告示第2号

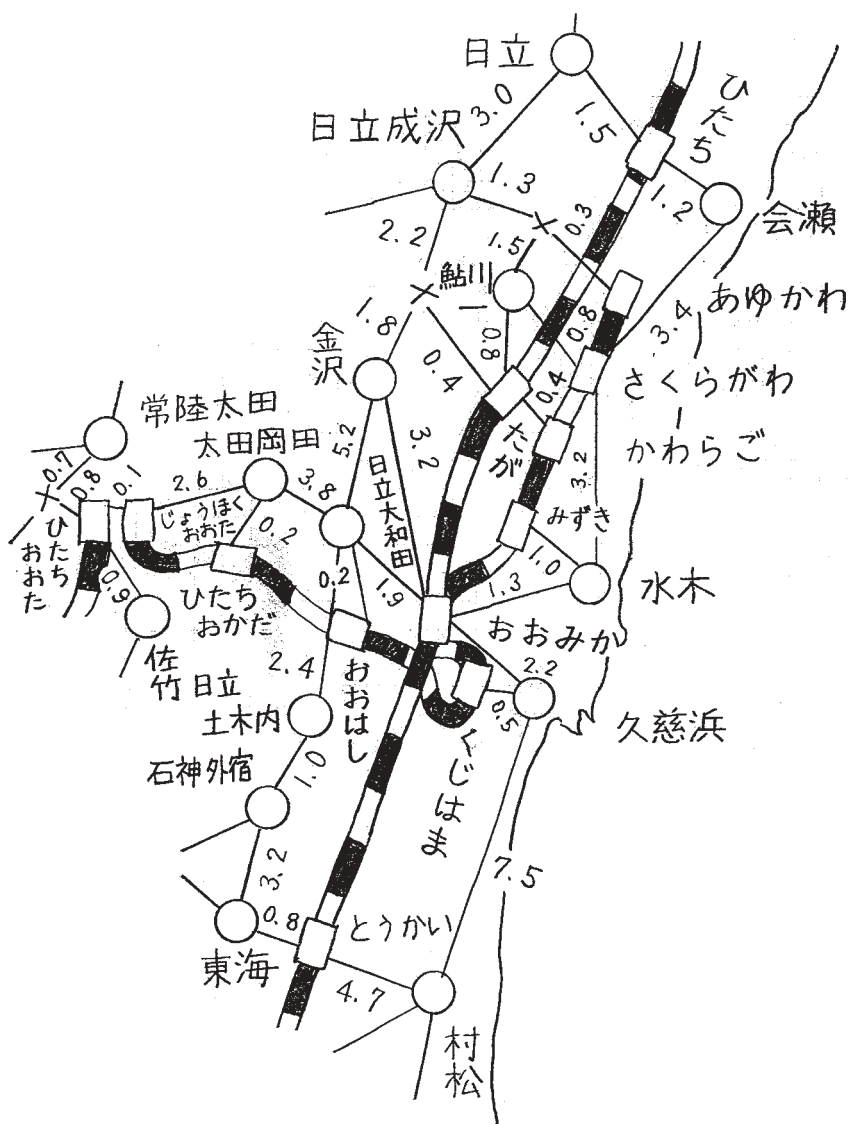
昭和42年 5 月 8 日茨城県人事委員会告示第 3 号で告示した県内旅行路程図及び県内旅行起点表の一部を次のように改正し、平成17年 4 月 1 日以後に出発する旅行から適用する。

平成17年 3 月22日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

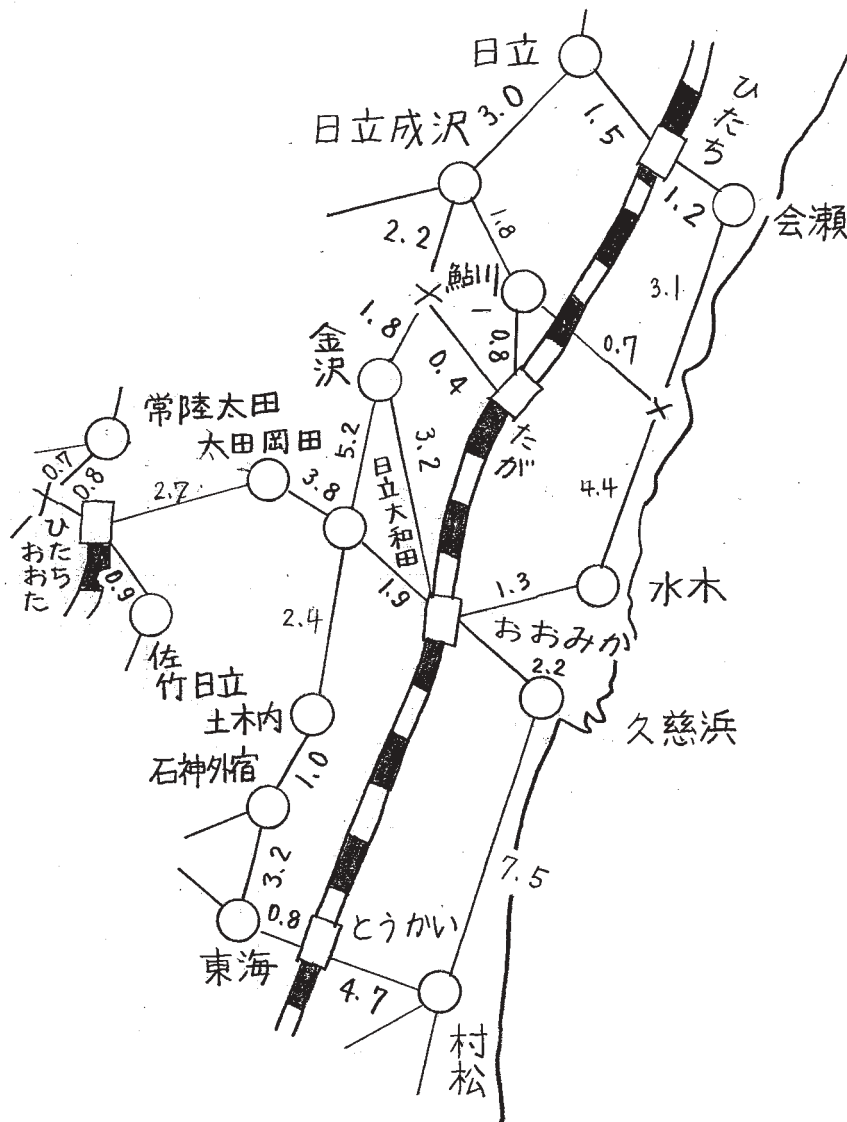
別表第 1 の表中

Г



を

「



に

」

改める。

別表第2土浦市の部中「永国東町」の次に「，中村東一丁目から三丁目まで」を加え，同表下館市の部を削り，同表取手市の部を次のように改め，

取手市

| 市町村名 | 町・字名                                                                                                                                                                                  | 左の起点名 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 取手市  | 取手一丁目から三丁目まで，中央町，新町一丁目から六丁目まで，白山一丁目から八丁目まで，東一丁目から六丁目まで，台宿一，二丁目，井野一丁目から三丁目まで，井野台一丁目から五丁目まで，青柳一丁目，井野団地，取手，台宿，小堀，井野，青柳，吉田，長兵衛新田，寺田，桑原，西一，二丁目，新取手一丁目から五丁目まで，本郷一丁目から五丁目まで，中原町，駒場一丁目から四丁目まで | 白山前   |

|                                                                                                                      |     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 小文間                                                                                                                  | 小文間 |
| 稲, 野々井, 米ノ井, 戸頭一丁目から九丁目まで, 戸頭, 上高井, 下高井, 貝塚, 市之代                                                                     | 稲戸井 |
| 櫛木, 藤代, 片町, 宮和田, 平野, 毛有, 清水甲, 清水乙, 清水丙, 小浮気, 谷中, 中田甲, 中田乙, 渋沼, 浜田, 上萱場, 萱場, 下萱場, 大曲, 新川, 双葉一丁目から三丁目まで, 光風台一丁目から三丁目まで | 藤 代 |
| 神之浦, 押切, 大留, 高須, 桜が丘                                                                                                 | 北文間 |
| 岡, 山王, 和田, 神住, 中内, 配松                                                                                                | 山 王 |

同表岩井市の部を削り, 同表那珂市の部の次に次のように加える。

#### 筑西市

| 市町村名 | 町・字名                                                                                                 | 左の起点名 |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 筑西市  | 甲, 乙, 丙, 市野辺, 稲野辺, 金丸, 横島, 川澄, 小林, 成田, 島, 塚原, 下中山, 菅谷, 岡芹, 直井, 高島, みどり町一, 二丁目                        | 下 館   |
|      | 外塚, 西谷貝, 谷中, 石原田, 西大島, 栗島, 笹塚, 下平塚, 神分, 飯島, 伊讃美, 小川, 伊佐山, 下川島, 女方, 布川                                | 川 島   |
|      | 泉, 石塔, 筑瀬, 林, 谷部, 中館, 折本, 柴山, 口戸, 樋口                                                                 | 折 本   |
|      | 五所宮, 森添島, 子思儀, 小塙, 灰塚, 棹ヶ島, 山崎, 上平塚, 大谷, 下江連, 西山田                                                    | 五 所   |
|      | 羽方, 大関, 八田, 奥田, 下高田, 落合, 蒔田, 国府田, 野, 上中山                                                             | 河 間   |
|      | 嘉家佐和, 西石田, 野田, 飯田, 西榎生, 東榎生, 下岡崎, 蕨, 上川中子, 川連, 徳持, 旭ヶ丘, 下岡崎一丁目から三丁目まで, 榎生一丁目                         | 嘉田生崎  |
|      | 大塚, 村田, 吉田, 竹垣, 古内, 大林, 下川中子, 内淀, 鍋山, 新井新田                                                           | 村 田   |
|      | 深見, 茂田, 桑山, 清水, 大島, 下郷谷, 下星谷, 上星谷, 柳, 細田, 知行, 八幡, 谷永島                                                | 古 里   |
|      | 野殿, 下野殿, 板橋, 舟生, 犬塚, 藤ヶ谷, 関館, 花田, 花橋, 辻, 黒子, 井上, 西保末, 稲荷, 梶内, 木戸, 中村新田, 海老江, 東保末, 築地, 鷺島, 成井, 高津, 谷原 | 黒 子   |
|      | 西方, 玉戸, 二木成, 一本松, 幸町一丁目から三丁目まで                                                                       | 西 方   |
|      | 船玉, 関本上, 関本上中, 関本肥土, 関本分中, 関本中, 関本下, 上野, 江                                                           | 関 城   |
|      | 有田, 中根, 山王堂, 倉持, 海老ヶ島, 田宿, 松原                                                                        | 明 野   |
|      | 寺上野, 中上野, 赤浜, 向上野, 東石田, 福岡新田                                                                         | 中上野   |
|      | 宮後, 宮山, 押尾, 猫島, 上西郷谷                                                                                 | 真 壁   |
|      | 新治, 門井, 蓮沼, 井手蛭沢, 横塚, 久地楽, 三郷, 古郡, 向川澄                                                               | 協 和   |
|      | 小栗, 蓮田                                                                                               | 小 栗   |

#### 坂東市

| 市町村名 | 町・字名                                              | 左の起点名 |
|------|---------------------------------------------------|-------|
| 坂東市  | 岩井, 辺田, 鵠戸, 弓田, 馬立, 幸田, 長谷, 桐木, 小山, 蕤打, 幸神平       | 岩 井   |
|      | 庄右衛門新田, 大口新田, 猫実新田, 神田山新田, 幸田新田, 勘助新田, 平八新田, 犬馬新田 | 菅 原   |
|      | 神田山, 大口, 猫実                                       | 神大実   |
|      | 法師戸, 矢作, 大崎, 小泉, 大谷口, 下出島, 中里                     | 七 郷   |
|      | 長須, 古布内, 木間ヶ瀬                                     | 長 須   |
|      | 半谷, 富田, 借宿, 駒跼, 寺久, 三, 上出島                        | 七 重   |
|      | 逆井, 山                                             | 逆井山   |
|      | 生子, 菅谷, 生子新田                                      | 生子菅   |
|      | 沓掛, 内野山, 孫兵衛新田, 栗山新田, 佐平太新田                       | 猿 島   |

## 稲敷市

| 市町村名 | 町・字名                                                        | 左の起点名 |
|------|-------------------------------------------------------------|-------|
| 稲敷市  | 江戸崎, 犬塚, 稲波, 月出里, 蒲ヶ山, 時崎, 小羽賀, 沼田, 高田, 椎塚, 駒塚, 桑山, 荒沼, 南ヶ丘 | 江戸崎   |
|      | 上君山, 下君山, 松山, 羽賀, 村田                                        | 君 賀   |
|      | 佐倉, 鳩崎, 信太古渡                                                | 鳩 崎   |
|      | 上根本, 下根本                                                    | 根 本   |
|      | 柴崎, 伊崎, 戌渡, 中山, 角崎, 狸穴, 伊佐津                                 | 柴 崎   |
|      | 下太田, 寺内, 小野, 堀川, 羽賀浦                                        | 下太田   |
|      | 古渡, 柏木, 堀之内, 柏木古渡, 羽生, 飯出, 岡飯出, 三次, 上馬渡, 下馬渡                | 古 渡   |
|      | 浮島                                                          | 浮 島   |
|      | 阿波, 神宮寺, 四箇, 南山来, 須賀津, 甘田                                   | 阿 波   |
|      | 余津谷, 清久島, 橋向, 押砂, 曲淵, 四ツ谷, 六角, 結佐, 佐原組新田, 手賀組新田, 八千石        | 東     |
|      | 上須田, 上之島, 西代, 八筋川, 石納, 境島, 本新, 大島, 三島, 佐原下手                 | 本新島   |
|      | 釜井, 伊佐部, 阿波崎, 下須田                                           | 伊 崎   |
|      | 清水, 町田, 東大沼, 市崎, 福田, 幸田, 中島, 脇川, 光葉                         | 大須賀   |

## かすみがうら市

| 市町村名    | 町・字名                                | 左の起点名 |
|---------|-------------------------------------|-------|
| かすみがうら市 | 加茂, 戸崎                              | 沖 宿   |
|         | 深谷, 中台, 男神, 上大堤, 下大堤, 大和田, 三ツ木, 南根本 | 出 島   |
|         | 牛渡, 有河, 一の瀬                         | 牛 渡   |
|         | 田伏, 坂, 志戸崎                          | 田 伏   |
|         | 安食, 柏崎, 岩坪, 下軽部                     | 安 飾   |
|         | 西成井, 上軽部, 穴倉                        | 志土庫   |
|         | 中志筑, 下志筑, 上志筑, 五反田, 大峯, 横堀, 栗田, 高倉  | 志 筑   |

|                                                                    |     |
|--------------------------------------------------------------------|-----|
| 下土田，上土田，飯田，市川，西野寺，東野寺，新治                                           | 新 治 |
| 雪入，上佐谷，山本，下佐谷，中佐谷，上稲吉，下稲吉，稲吉一丁目から五丁目まで，稲吉東一丁目から六丁目まで，稲吉南一丁目から三丁目まで | 七 会 |

同表東茨城郡の部大洗町の項中「桜道」の次に「，和銅」を加え，同表鹿島郡の部神栖町の項中「堀割一丁目から三丁目まで」の次に「，大野原中央二丁目から四丁目まで」を，「大野原一，七，八丁目」の次に「，大野原中央一，五，六丁目」を加え，稲敷郡の部江戸崎町の項，新利根町の項，桜川村の項及び東町の項を削り，同表新治郡の部霞ヶ浦町の項及び千代田町の項を削り，同表真壁郡の部関城町の項，明野町の項及び協和町の項を削り，同表猿島郡の部猿島町の項を削り，同表北相馬郡の部藤代町の項を削る。

茨城県人事委員会告示第 3 号

平成14年 3 月28日茨城県人事委員会告示第 1 号で告示した公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年茨城県人事委員会規則第 8 号）第 3 条第 2 号に規定する人事委員会が認める職に次の 1 項を加える。

平成17年 3 月22日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

3 理学療法士

## 公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき，特定非営利活動法人の定款変更認証申請について，次のとおり申請があったので，同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定により公告する。

なお，当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は，平成17年 5 月 1 日まで，茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成17年 3 月 1 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ポランのひろば

（設立認証：平成14年 9 月19日，設立：平成14年10月 1 日）

3 代表者の名前

小園江 晴 美

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市長高野字須賀1143番地16

5 定款に記載された目的

この法人は，つくば市及び周辺地域に在住する知的障害児・者の対して，就学障害児の健全な発達育成への支援，障害者の社会的自立と社会参加への支援，障害者を抱える家族の社会参加への支援，一般市民の障害児・者に対する

る理解と支援の促進などの事業を行い、障害児・者の生活の質の向上を図り、もって社会福祉の質の向上に寄与することを目的とする。

● 応急入院指定病院の指定

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4の規定に基づき、応急入院指定病院として次のとおり指定した。

平成17年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称 茨城県立友部病院  
所 在 地 茨城県西茨城郡友部町旭町654  
指定年月日 平成17年 4 月 1 日

● 家畜伝染病の発生及び転帰の報告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のとおり報告があったので、同条第4項により公示する。

平成17年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜及び疑似患畜の区分 | 発生頭数 | 発 生 場 所 | 発生年月日            | 転 帰                               |
|----------|-------|-------------|------|---------|------------------|-----------------------------------|
| ヨーネ病     | 牛     | 患 畜         | 1 頭  | 猿島郡猿島町  | 平成17年<br>3 月 4 日 | 家畜伝染病<br>予防法第17<br>条の規定に<br>より殺処分 |

● 都市計画の図書の縦覧

取手都市計画地区計画の決定に伴い、守谷市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成17年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 都市計画の種類  
地区計画（久保ヶ丘ユースティ地区）
- 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

● 都市計画事業認可の取消し

平成 9 年建設省告示第1826号友部都市計画流通業務団地造成事業認可については、平成17年 3 月18日関東地方整備局告示第100号で取消した旨告示されたので公告する。

平成17年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

認可を取消された都市計画事業の種類及び名称

## 友部都市計画流通業務団地造成事業先端総合流通センター流通業務団地

## ● 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成17年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

常陸大宮市抽ケ台町字中江幡893番 3，同番 4，同番 5，894番 1，同番 2，同番 3，同番 4，同番 5，同番 6，同番 7，同番 8，同番 9，同番10，同番11，895番 3，同番 4，同番 5，字洞目気881番 2，同番 3，882番，883番

## 2 事業主の住所及び氏名

常陸大宮市中富町3101番60

株式会社住研企画

代表取締役 綿 引 康 弘

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字大步字松山1178，大字内門字大仙坊413番 4

## 2 事業主の住所及び氏名

猿島郡境町1452

関 根 勇

## ● 道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号                | 指 定 年 月 日    | 申 請 者                           |                      | 道 路 の 位 置             | 道路の幅員及び延長        |                   |
|---------------------|--------------|---------------------------------|----------------------|-----------------------|------------------|-------------------|
|                     |              | 氏 名                             | 住 所                  |                       | 幅 員              | 延 長               |
| 鹿総建指令<br><br>第 93 号 | 平成17年 3 月14日 | 株式会社<br>ミツワ産業<br>代表取締役<br>日向寺 守 | 鹿嶋市大字大小志崎<br>789番地 3 | 鹿嶋市大字志崎字高貝<br>崎149番 3 | メートル<br><br>5.00 | メートル<br><br>99.12 |

## ● 宅地開発事業の工事完了

茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例（昭和47年茨城県条例46号）第 9 条第 1 項の建設確認に係る宅地開発事業について、次の区域の工事が完了したので、同条例第16条第 3 項の規定により公告する。

平成17年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

常陸大宮市下村田字富士山東704番 1，同番 2，同番 3，上岩瀬字長町707番，708番 1，同番 2，709番 1，同番

2, 710番 1, 同番 4, 同番 5, 同番 6, 同番 7, 同番 8, 同番 9, 同番10, 713番 1, 714番 1, 同番 2, 同番 3, 同番 4, 同番 5, 同番 6, 同番10, 720番 1, 同番 2, 同番 3, 同番 4, 721番 1, 同番 2, 同番 3, 同番 4, 字市野町722番 1, 723番, 724番

2 事業主の住所及び氏名

神奈川県川崎市高津区北見方二丁目35番 8 号

イリソ電子工業株式会社

代表取締役 佐 藤 定 雄

●所在不明の貸金業者の公告

下記の貸金業者について、その営業所の所在地及び貸金業者の所在を確知できないので、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても、当該貸金業者からその所在地及び所在の申出がないときは、貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成17年 3 月22日

茨城県県南地方総合事務所長 諏 訪 原 守

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| 1 商 号         | K . K             |
| 2 氏 名         | 倉 持 邦 夫           |
| 3 住 所         | つくば市今鹿島1730番地口    |
| 4 主たる営業所等の所在地 | つくば市今鹿島1730番地口    |
| 5 登録番号        | 茨城県知事（南—1）第40247号 |
| 6 登録年月日       | 平成15年 4 月 8 日     |

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 3, 0 6 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)